予算配分決定文書不存在非公開決定審査請求事案（番号44）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和３年６月30日 |
| 請求内容 | 府立○○高校について、１．令和２年度における消耗需要費の執行状況（どこの分掌が、何を、いくらで、いくつ買ったかの一覧でよい）２．上記１．の予算を決定するにあたり、各分掌（教科）から提出された予算要求書全て。３．上記２．を受けて、各分掌（教科）への配分を決定した経緯および理由がわかる資料一式 |
| 実施機関の決定 | 令和３年７月12日付け教施財第2527号による不存在非公開決定。【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】本件公開請求のうちに請求内容「３」にかかる行政文書は、作成していないため、管理していない。【備考】　本決定は請求内容３にかかるもの |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和３年７月23日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書３．について、予算要求に対して根拠も無く配分を実施することは不可能であるため。 |
| 弁明書 | 　今回の府立○○高等学校の予算について決定した経緯及び理由については、各分掌（教科）から予算委員会へ提出された予算要求書の希望額総額が、想定していた予算総額の範囲内であったことから、端数処理を行ったうえで各分掌（教科）の希望額を各予算額とし、学校内の主要メンバーにより構成される運営委員会で検討を行い、最終的に職員会議で予算額を決定しているが、一連の流れに関する文書は作成及び取得、管理していない。 |
| 反論書 | 審査請求書を援用する。 |
| 判　断 | １　消耗需用費とは、消耗品費、燃料費、印刷製本費等をいう。府立○○高校に配当された消耗需用費に関する予算については、校内の予算委員会において、各分掌及び各教科から必要な予算額の提出を求め、学校経営計画の達成のために必要な備品や教材等の確保の優先順位を明らかにするため、各分掌及び各教科間において口頭で調整し、仮の予算内訳が作成される。各分掌等が、必要な消耗品等を購入したい場合は、校内の予算委員会等に申し出て、予算委員会等は、仮の予算内訳、その使途の必要性及び残予算等を踏まえ、執行の要否を決定し、実際に予算を執行するにあたっては、個別に、校内での決裁が必要となる。実施機関によると、令和２年度の府立○○高校においては、各分掌及び各教科から提出された予算要求書の希望額総額が、想定していた予算総額の範囲内であった |
| 判　断 | 　ことから、各分掌及び各教科の希望額を各予算額とし、運営委員会で検討を行い、最終的に職員会議で予算額を決定したとのことである。仮の予算内訳を作成するにあたっては、各分掌及び各教科において口頭で調整するのが実態であり、さらに、各分掌及び各教科の希望額をそのまま各予算額として決定したとの経緯を踏まえると、本件請求３に係る文書の作成は不要であると考えた実施機関の説明に不自然なところはなく、文書が存在しないことは不合理ではない。２　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。　 |
| 経　過 | ・令和３年６月30日　　 同日付け公開請求・同年７月12日　　　 不存在非公開決定・同月23日　　　　　　 審査請求・同年９月１日　　　 弁明書・同年10月25日　　 反論書・同年11月11日　　 諮問 |